

函館工業高等専門学校海外ショートサバティカル制度に関する実施要項

平成27年11月16日

函高専達第10号

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校海外ショートサバティカル制度規程(以下「規程」という。)第9条に基づき、海外ショートサバティカル制度(以下「本制度」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(制度の利用時期)

- 第2条 本制度の実施にあたっては、利用可能となる者の順番及び時期について定めた一覧表(以下「候補者リスト」という。)を作成し、1月毎に1名を割り当てるものとする。
- 2 利用可能となる者は、候補者リストにおいて割り当てられた月に本制度を利用するものとする。ただし、校長が特に認めた場合は、割り当てられた月を含む前後1月の期間に本制度を利用することができるものとする。
- 3 候補者リストにおいて割り当てられた月に本制度を利用する、しないに関わらず、割り当てられた月が終了すれば、次の者の利用可能月となることとする。前項ただし書きの場合においても同様とする。
- 4 候補者リストの順番の入れ替え等の変更は、校長が特に認めた場合を除き、原則認めないものとする。

(海外渡航場所)

第3条 本制度の利用による海外渡航先は、原則、欧米諸国とし、本人が連絡調整を行い決定するものとする。

(経費)

第4条 本制度の利用に伴い発生する経費は、研究費等(外部資金や寄附金として、函館工業高等専門学校に納付したものを含む。)を使用することとする。

(雑則)

第5条 その他必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年11月16日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 10 日函高専達第 71 号)

この要項は，平成 29 年 7 月 10 日から施行する。